

平成25年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

1	三重県行財政改革取組について	
	(1) 上半期の進捗状況について	1
	(2) 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について	4
	(3) 個人住民税特別徴収加入促進について	6
	(4) 公用車広告の地域庁舎への拡大について	8
2	みえ森と緑の県民税について	10
3	「仕事リフレッシュ（業務プロセス・手続等の再点検）」について	16
4	審議会等の審議状況について	
	(1) 三重県公益認定等審議会	18
	(2) 三重県公務災害補償等認定委員会	19

(別表1) 平成25年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期(4月～9月)実績

(別表2) 事業改善に向けた有識者懇話会(ブラッシュアップ懇話会)有識者からの意見

平成25年10月8日

総 務 部

1 三重県行財政改革取組について

(1) 上半期の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる52の具体的取組について、昨年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の実施については、具体的取組ごとに「年次計画」を作成し、達成に向け着実に推進していくとともに、毎年度の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会への報告並びにホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしています。

1 具体的取組の上半期実績

昨年度達成済み(22取組)を除く30取組について、上半期(4月～9月)実績を別表1のとおり取りまとめました。なお、8月末現在で作成しているため、9月実績は見込みとなります。

<主な具体的取組の状況>

(1) 人づくりの改革

① 「三重県職員人づくり基本方針」の策定(別表1 番号1)

平成24年12月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、仕事を通じた人材育成(OJT)機能の充実としてOJTリーダーの設置やOJT支援研修の実施、若手・中堅職員の能力開発として新規採用職員トレーナーの複数体制化及びジュニアボード制度など若手・中堅職員の政策形成能力等の向上を図る取組の実施、コンプライアンスの意識を高める研修やミーティングの実施など、本方針の本格運用を開始しました。

② 高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人づくり(別表1 番号6)

「三重県職員人づくり基本方針」に基づき平成25年3月に策定した新たな職員研修計画により、専門的な知識のほか、「発信力」「説明力」「ホスピタリティ」など、職員に必要な能力の磨き上げを効率的・効果的に行うブラッシュアップ研修の一環として、法制執務研修、政策形成の技法研修、ビジネスマナー研修を実施しました。

③ 新たな研修体系の構築と研修の充実(別表1 番号7)

「三重県職員人づくり基本方針」に基づき平成25年3月に策定した新たな職員研修計画により、職場における人材育成支援や組織マネジメント力の向上を図る研修として、OJTリーダー研修、新任所属長研修、新任班長等研修、次長級研修を実施しました。なお、7月実施予定であった部局長研修については、10月に実施します。

(2) 財政運営の改革

① 個人住民税の徴収対策の推進 (別表 1 番号 13)

平成 26 年度から県内の全市町が法令に基づく特別徴収義務者の指定を徹底していくため、各関係会議や研究会などで市町と協議を進めており、指定予告通知書について、平成 25 年 10 月 16 日に全市町が一斉発送することを決定しました。また、制度の理解と浸透を図るため、県の広報枠を利用した P R や、関係団体会員等への説明を実施しました。

県による直接徴収の取組として、参加 7 市町からの引受案件の滞納整理を行うほか、より多くの市町と連携していくため、各地域税込確保対策会議で参加を要請しています。

② 県民が納税しやすい環境の整備 (別表 1 番号 15)

平成 26 年 5 月のクレジットカード納税導入に向け、指定代理納付者の選定として、制度設計作業及びクレジットカード納付導入にかかる仕様書を作成しています。なお、導入に係る入札等は 11 月から行い、計画どおり年度内に導入作業は完了する予定です。

自動車税を含む自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) の導入については、各 OSS 関係会議、ワーキンググループ等により検討を実施しています。

③ 多様な財源確保策の導入 (別表 1 番号 16)

県有施設へのネーミングライツについて、昨年度策定した「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」に基づき、募集条件やネーミングライツ・パートナーの選定基準等を検討しています。

県行造林におけるオフセット・クレジット制度について、一般社団法人フォレストック協会と締結した「フォレストック認定に基づく CO2 吸収量の売買予約基本契約書」に基づく CO2 吸収量クレジット売買を行っています。

④ ふるさと納税の推進 (別表 1 番号 18)

制度の周知として、関係部局主催のイベントや他県で開催されるイベントなどでの P R を実施するとともに、昨年度の P R 状況と寄附の状況を分析し、寄附に繋がりがやすい内容のパンフレット作成など、より効果的な P R 策を検討しています。なお、新聞による広報については、12 月のふるさと納税促進強化月間に合わせ実施する予定です。

寄附していただきやすい環境づくりとして平成 24 年 12 月に導入したインターネット環境における収納システムの利用実績は導入以降 7 件 133 千円 (8 月末現在) となっています。

(3) 仕組みの改革

① 政策を推進するための新たな仕組みの構築（別表1 番号24）

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用として、春の政策協議、事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）、秋の政策協議などを実施しました。

運用状況については、春の政策協議を踏まえ検証を実施し、秋の政策協議の検証とあわせて、今後見直すべきところを見直し、次年度以降の運用へ反映します。

② 政策評価（SEE）の仕組みの見直し（別表1 番号25）

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」におけるオールインワンシステムを活用し、毎年度の成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめた「平成25年版成果レポート」を公表しました。

上記サイクルにおける改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、外部有識者からの意見を聴き取る「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催しました。いただいた意見等は今後の事業の見直しや当初予算編成などに活用します。

③ 外郭団体等の見直し（別表1 番号31～33）

平成25年3月に取りまとめた「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、個別団体の見直し及び県関与の見直しについて、所管部局による団体等との調整を実施しています。

上半期において、団体のあり方見直しとして1団体が完了、県関与の見直しとして委託補助金等の見直し2団体、役員等就任の見直し14団体が完了、職員派遣の見直しにより4名を削減しました。

団体経営評価については新たな評価様式等を策定し、団体等へ変更箇所等を周知するため説明会を開催しました。団体から提出された自己評価は、所管部局による審査及び評価を実施し、結果を議会へ報告、公表します。

2 年次計画に対する進捗状況

30の具体的取組のうち、上半期経過時点（9月末）で、年次計画より進捗している、又は既に年次計画を達成しているものは3取組（10%）、ほぼ年次計画どおり進捗しているものは24取組（80%）、進捗の遅れ等あるが、年次計画達成は可能なものは3取組（10%）で、既に年次計画達成が不可能と思われるものはありませんでした。

下半期につきましても、引き続き適切な進行管理に努めるとともに、進捗の遅れ等があるものも確実に達成するよう、年次計画及びロードマップ（工程表）に基づき、着実な推進を図ります。

(2)「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）における改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、翌年度に向けた事業の見直しにあたり、事業マネジメントシートによる自己評価に加えて、外部有識者からの意見の聴き取りを実施する、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催しました。

1 懇話会の概要

県の事業展開が十分な成果につながっていないと考えられる施策（平成 25 年版成果レポートにおいて、進展度がCもしくはDとなっている施策）を構成する事務事業を対象に意見をいただきました。

*対象施策及び有識者は別紙のとおり。

(1) 事業内容の説明（7月12日(金)、19日(金)）

対象となる施策を構成する事務事業について、その目的や事業概要を説明した。

(2) 外部有識者からの意見の聴き取り（8月9日(金)）

外部有識者から施策の目標を達成するために必要な事業のあり方や、事業の見直しなどについて意見をいただいた。（別表2参照）

2 外部有識者からの意見の活用

秋の政策協議において、有識者からの意見をふまえ、施策目標の達成に向けての、今後の事業展開などについて議論を行いました。

また、今後の当初予算議論において、事業の見直しを検討する際の参考として活用していきます。

3 今後の議会への報告

12月上旬に当初予算要求状況の説明の中で、意見の当初予算への反映状況を報告します。

(別紙)

1. 対象施策

(すべてC評価)

	施 策		所管部局
1	122	がん対策の推進	健康福祉部 医療対策局
2	214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	環境生活部
3	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	健康福祉部 子ども・家庭局
4	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部 子ども・家庭局
5	242	競技スポーツの推進	地域連携部 スポーツ推進局
6	254	農山漁村の振興	農林水産部
7	313	林業の振興と森林づくり	農林水産部
8	321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	雇用経済部

2. 有識者名簿

	施策	氏 名	職 名
1		小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部 総合政策学科長 教授
2		水野 信勝	公認会計士 (有限責任監査法人トーマツ)
3		朴 堯星	情報・システム研究機構 統計数理研究所 助教
4	122	竹田 寛	三重大学医学部 附属病院長
5	214	木村 真樹	一般財団法人あいちコミュニティ財団 代表理事 コミュニティ・ユース・バンク momo 代表理事
6	231、233	上野 達彦	放送大学三重学習センター 所長
7	242	堀 誠	株式会社デンソー 大安製作所長
8	254	石阪 督規	東京未来大学モチベーション行動科学部 准教授
9	313	吉田 正木	三重県林業経営者協会 事務局長(常任世話人)
10	321	松原 宏	東京大学大学院総合文化研究科 教授

(3) 個人住民税特別徴収加入促進について

1 「指定予告通知書」の一斉発送について

個人住民税特別徴収加入促進については、市町と連携し、取組を進めているところですが、平成26年度から、法令に基づく個人住民税特別徴収義務者の指定を徹底していくため、平成25年10月16日に県内全市町が新たに指定する予定の事業所に向け、「指定予告通知書」を一斉発送します。

2 取組の背景

平成19年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税総額が増えたことにより収入未済額も増加しました。

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法によって徴収することとされているにも関わらず、3割近くの給与所得者が普通徴収^{図1}となっている状況です。普通徴収と特別徴収の徴収率を比較すると6.9%の差^{図2}（平成24年度）があり、このことも収入未済が発生する要因の一つとなっています。

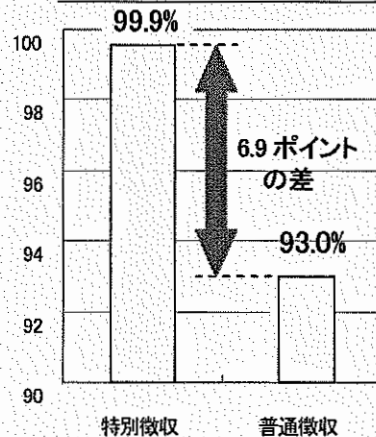
このような状況を踏まえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図ることにより、税金の確保に取り組んでいくこととしました。

図1 給与所得者のうち徴収方法別の人数・割合 (H24)

特別徴収	普通徴収
約 49 万 7 千人 (72.3%)	約 19 万 1 千人 (27.7%)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

図2 徴収方法別の徴収率 (H24)



3 これまでの取組

平成21年度から、三重県地方税収確保対策連絡会議で設置した「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問、チラシの配付など、法令の周知を図ってきました。

また、平成23年度には、法令を遵守し、納税者の利便性を向上することにより、個人住民税の滞納を未然に防止するため、平成26年度から県内全市町が足並みを揃え、特別徴収義務者の指定を徹底していくことが合意されました。

これを受けて、平成26年度から県内全市町で特別徴収義務者の指定を徹底していくことについての広報も開始しました。また、指定の徹底に伴う取扱事務の統一化を図る

ため、研究会の中に市町実務担当者で構成する作業部会を設置し、検討を行ってきました。

4 今後の対応

今回、「指定予告通知書」が送付された事業所は、来年度からの特別徴収の実施に向け、準備をしていただくこととなります。

なお、特別徴収の加入促進については、県と県内市町が連携して取り組んでいることから、「指定予告通知書」を各市町長と知事の連名で送付します。問い合わせ先についても、具体的な事務は各市町の個人住民税担当課、特別徴収制度は県総務部税収確保課の連名としています。

また、平成 26 年度からの指定の徹底が円滑に実施できるよう、テレビ、ラジオ、新聞、県・市町広報誌、ポスターの掲示などによる周知に加え、税理士会等関係団体への説明会や年末調整説明会での説明などを行っていきます。

今後も、全市町との連携を密にしながら取組を進め、個人住民税の滞納額を縮減し、税収の確保を図ってまいります。

広報等スケジュール

平成 25 年 10 月	県政だよりみえ 10 月号特集記事掲載、新聞広告、ポスター掲示等の周知取組【県】 市町広報誌掲載（又は 11 月）【市町】 関係団体訪問【県・市町】
平成 25 年 10 月 16 日	指定予告通知書の発送【市町】
平成 25 年 11 月	チラシの郵送【市町】 税務署主催の年末調整説明会で説明【県・市町】
平成 26 年 2 月	三重県地方税収確保対策連絡会議【県・市町】
平成 26 年 5 月	特別徴収義務者の指定と税額の決定通知書発送【市町】

(4) 公用車広告の地域庁舎への拡大について

1 現状 (概要)

「三重県行財政改革取組」「みえ県有財産利活用方針」に基づく取組として、県有財産を活用した収入確保を図るため、平成 24 年度から本庁公用車に広告掲載を行っているところです。本年度は、本庁での手法を基に、地域庁舎が所管する公用車に広告掲載を拡大し、10月1日から7庁舎34台の公用車について、公募を実施しています。

2 各庁舎別公用車広告募集台数

庁舎名	募集台数
四日市	6台
津	8台
松阪	5台
伊勢	5台
伊賀	4台
尾鷲	3台
熊野	3台
計	34台

3 募集概要

※本庁公用車広告の募集に準じ、地域庁舎毎に募集を行います。

(ア) 募集方法

県ホームページ (HP) 内の各地域庁舎 HP に、当該庁舎の広告募集要項等を掲載し、公募を行います。

(イ) 広告掲載料

1台当たり年額 24,000 円 (月額 2,000 円)

※ 地域庁舎の集中管理公用車全体における年間稼働率が、本庁と比較して約 8割程度である事、又、本庁と比べて、地域庁舎の公用車は移動範囲が限られる事を考慮し、1台当たりの広告掲載料は、本庁 (2,500 円/月) の 8割とする。

(ウ) 掲載期間

原則会計年度 (1年) 単位で、連続する広告の掲載期間は 3年とする。(本庁公用車広告と同様)

4 平成 25 年度収入見込み (地域庁舎分)

約 27 万円 (2,000 円/台×34 台×4 月)

※ 公募した公用車 (34 台) が、平成 25 年 12 月から年度末までの 4 か月間広告掲載したとして算定

2 みえ森と緑の県民税について

1 市町の税務部門との連携について

「みえ森と緑の県民税」の賦課徴収の仕組みは県民税の超過課税方式となっています。特に、個人分は、市町が住民税として個人県民税均等割に上乗せして賦課徴収することから、市町との連携は非常に重要となっています。

(1) 市町への説明について

各県税事務所管内に設置された地域税収確保対策会議などを利用し、森林づくりに関する税検討委員会での検討時点から情報提供を行い、税制度への理解と協力を依頼してきました。さらに、条例制定後の本年4月以降は、条例の内容や制度の詳細な説明を行ったところです。

今後も、平成26年4月からの円滑な導入を図るため、市町の説明会等への出席要請等に対し、速やかに対応していきます。

(2) 市町の負担軽減について

市町の課税窓口の負担軽減を目的とし、納税者からの問い合わせに対応していただくためのQ&Aを作成し、地域ごとに説明会を実施していきます。県への問い合わせについては、「みえ森と緑の県民税」の相談窓口を本庁に設置し対応しているところですが、今後は、県税事務所にも相談窓口を設置し、ホームページや広く県内の納税者に届けられる自動車税納税通知等により周知を行い、市町の税務部門の負担軽減に努めます。

また、市町の財政的負担の軽減を目的とし、市町の税務電算システムの改修経費等に対し、「みえ森と緑の県民税導入準備費交付金」により支援することとしており、8月下旬から各地域で開催された地域税収確保対策会議などにおいて、交付金制度の詳細について説明を行いました。

「みえ森と緑の県民税導入準備費交付金」の概要

① 目的

この税を導入するにあたり、賦課徴収を行う市町に税務システム改修経費等が発生することから、市町に対して交付金を交付する。

② 交付対象

税務システム改修に要する経費

納税者に対する広報経費相当額（通知書へのチラシ封入経費相当額等）

③ 交付金額

実際に要した経費又は相当額

2 県民等への周知について

(1) 平成 25 年 4 月～8 月末の取組状況

県民の皆さんに平成 26 年 4 月からの税導入をお知らせするため、県政だよりや新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオなどのさまざまな媒体を使った広報活動の他、市民参加型イベントでの周知活動やショッピングセンターでの親子連れを対象とした木工教室の開催を通して、さまざまな層への周知も図っています。6 月～8 月には、県庁舎への懸垂幕の掲出や高校野球三重大会でのテレビ CM 放映などの新たな取組を行うとともに、経済団体や市町に広報誌への記事掲載等をお願いし、これまでに 41 件でご協力いただいたところです。

さらに、税の導入目的や使途、課税内容についての理解を深めるため、県職員が地域の集会や団体等の会議に参加させていただき、税制度の説明をこれまで 151 回実施しています。

(主な実績)

- ①フリーペーパーでの周知 52 万 7 千部
- ②テレビ CM 等の放映 17 回
- ③ラジオ CM の放送 7 回
- ④チラシ・ポスターのコンビニエンスストア等への配架 計 563 店舗
- ⑤イベント等での周知 111 回 対象 19,292 人
- ⑥経済団体、市町の協力による会報記事掲載 11 件
- ⑦経済団体の協力によるチラシ配布 30 件
- ⑧集会や会議等での説明 151 回 対象 4,238 人

(2) 今後の取組

税の周知について、森林との関係が薄い地域や主婦層に注力してこれまでの取組を引き続き実施するとともに、市町の広報誌や経済団体等の会報紙への記事掲載などについて重ねて協力を依頼して、県民の皆さんに丁寧な周知を図ってまいります。特に、税導入前の 1 月～3 月には、県内主要駅へのポスター掲示やケーブルテレビでの広報番組の放映を行うなど集中して周知を行います。

市町の税務部門との連携について

1 市町への説明について

(1) 市町長への説明状況

① 市長会定例会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
- 平成24年11月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 町村会理事会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
- 平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

③ 県と市町の地域づくり連携・協働協議会での説明

- 平成25年 3月 みえ森と緑の県民税について

(2) 市町議会議長への説明状況

① 町村議会議長会での説明

- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 市議会議長会での説明

- 平成25年 5月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

(3) 市町税務部門への説明状況

① 検討状況地区説明会(7ヶ所)での説明

- 平成24年 6月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等

② 都市税務協議会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等
- 平成25年 8月 みえ森と緑の県民税条例等について

③ 税務担当課長個別訪問(29市町)での説明

- 平成24年 8月 答申(森林づくりに関する税検討委員会報告書)等

④ 地域税収確保対策会議(8ヶ所)での説明等

- 平成24年 7月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等
- 平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 2月 森林づくりのための税の広報活動等について
- 平成25年4~5月 みえ森と緑の県民税条例等について
- 平成25年8~9月 導入準備費交付金等について

2 市町の負担軽減について

(1) みえ森と緑の県民税導入準備費交付金制度創設

① 税務システム改修経費

税務システム改修に要する経費

② 納税者に対する広報経費相当額

市町が送付する個人住民税の納税通知書等にチラシを同封いただく経費など

(2) 市町窓口への問合せに関するQ&A作成

(3) 県税事務所に相談窓口の設置

みえ森と緑の県民税の広報実績（平成 25 年度）

（平成 25 年 4 月～平成 25 年 8 月末）

1 紙面による広報

（1）新聞記事

「毎日新聞」4月3日 三重県版「なるほドリ 三重」で記事採用

（2）フリーペーパーへの広告掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー7紙に広告を掲載しました。

「ぼろん、よっかいち ai、ベルブ、つうーぴーす、ふぁみんぐ、イセラ、リィーガ」

計 4 8 万部 各紙 5 月号

- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載しました。

「i してる」 2 万 5 千部 5 月号

- ・ 東紀州地域で各戸・店舗配布が始まったフリーペーパーに広告を掲載しました。

「からっと club」 2 万 2 千部 7 月号（創刊号）

（3）広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載

県政だより 5 月号・7 月号

（4）経済団体、市町の協力

- ・ 経済団体、市町の協力による会報記事掲載 1 1 件

- ・ 経済団体の協力によるチラシ配布 3 0 件

（5）チラシ・ポスター

- ・ チラシを市町や県庁舎に配架した他、コンビニエンスストアやショッピングセンターに配架しました。

コンビニエンスストア・ショッピングセンター 約 8,000 部（5 月）

- ・ ポスターを市町や県庁舎に配布した他、コンビニに掲示しました。

県公共施設や道の駅 100 部（5 月）

コンビニエンスストア

350 店舗（5 月）、156 店舗（6 月）、57 店舗（7 月）

（6）その他

- ・ 「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内の協定締結コンビニやショッピングセンター等に配架しました。

第 1 4 号（4 月） 3,860 部

第 1 5 号（5 月） 3,860 部

第 1 6 号（6 月） 2,300 部

第 1 7 号（7 月） 2,510 部

第 1 8 号（8 月） 2,850 部

計 15,380 部

2 テレビによる広報

(1) テレビでの放送

- ・ 東海テレビの番組で取り上げられました。
5月2日放送、夕方ニュース番組内で10分間 シリーズ「森は生き
ている」
- ・ 三重テレビ 6月21日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「三重県からのお知らせ」
- ・ 三重テレビ 7月12日～7月30日
全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポットCM放送 15回

3 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。
FM三重 番組内での告知 4回
東海ラジオ 番組内での告知 2回
CBCラジオ 番組内での告知 1回

4 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

税導入への理解の促進を図るため、県民向け説明会の開催や法人・団体等の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

説明 計 151回 4,238人

(2) イベント等での周知、チラシの配布

イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

周知活動 計111回 19,292人

5 その他

- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。
- ・ 全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポットCM映像を随時県民ホールで放映しました。

3 「仕事リフレッシュ（業務プロセス・手続等の再点検）」について

1 目的

事務事業や行政手続については、その都度必要な見直しを行ってきているところですが、長年処理を続けているうちに、継続的な改善が追いつかず、表面的で形骸化した処理が常態化してきていることも見受けられます。

そこで、県民の皆さんにとっての「成果」とは何かを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているか、なおかつ、それが最小のコストで行われているのか、そもそもの目的に立ち返って見直すため、次の3点を目的として「仕事リフレッシュ（業務プロセス・手続等の再点検）」に取り組むこととしました。

- 迅速、効率的な事務処理による県民サービスの向上
- 事務、行政手続の簡素化による事務コストの削減
- 職員の時間外勤務の縮減

2 再点検項目

(1) 全所属で一斉に再点検する項目

- ・業務プロセスの再点検（ムダなプロセス・手続きはないか？）
- ・事務用品の再点検（ムダな事務用品を各自が収納していないか？）

(2) 個別に検討しながら再点検する項目

- ・情報システム活用の再点検（IT機器・システムの活用にムダはないか？）
- ・総務事務・会計事務の再点検（総務事務・会計事務にムダはないか？）
- ・全庁共通業務の再点検（全庁共通で行っている業務にムダはないか？）

オールインワンシステム、ISO14001（環境マネジメント）、公文書管理等

3 進め方（スケジュール等）

項目		5月	6月	7月	8月	9月～
全所属 再点検 項目	業務 プロセス	(チェックリスト 等を作成)		各所属で再点検		点検結果集約・全庁共有
	事務用品					
個別検討項目		(職員アンケートを実施)		検討会で検討		各関係課で改善策の検討・実施

4 再点検の結果と今後の対応

(1) 全所属で一斉に再点検する項目

- ・ 各所属で行った業務プロセスの再点検によって、改善することとなったものの中から、他所属でも水平展開可能な優れた取組等を集約し、全庁で共有することとしています。
- ・ 事務用品の再点検によって、各部局・所属等で不要となった事務用品については、総務部で集約し、全庁で有効にリユースできるようにしています。

(2) 個別に検討しながら再点検する項目

- ・ 職員アンケートにより把握した全庁共通業務等の改善課題について、公募職員等で構成する検討会で今後の改善方向などについて議論しました。今後は、検討会での議論も踏まえながら、改善課題に関係する課で具体的な改善策を検討・実施していくこととしています。

(今後検討していく主な改善課題)

- オールインワンシステムの運用マニュアルの整備、簡素化
- ISO14001 の認証の必要性
- 歴史的公文書の引継ぎ・選別事務等の簡素化
- 効率的・効果的な庁内会議の運営 など

4 審議会等の審議状況について

(平成25年6月4日～平成25年9月12日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成25年6月25日	平成25年8月28日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか4名	会長 遠島 敏行 委員 澤田 博 ほか3名
4 諮問事項	移行認可申請に係る諮問 (答申1件) ・(一社)名張青年会議所	移行認可申請に係る諮問 (答申4件) ・(一社)三重県医薬品登録販売者協会 ・(一社)桑名青年会議所 ・(一社)三重県建設塗装業協会 ・(一社)三重県建築士会 変更認定申請に係る諮問 (答申1件) ・(公財)三重ボランティア基金
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 変更認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考		次回開催日：平成25年9月25日

注) (公社)：公益社団法人、(公財)：公益財団法人、(一社)：一般社団法人、(一財)：一般財団法人

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	平成25年7月23日
3 委員	委員長 内田 典夫 委員 中村 真潮 ほか3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成24年度県・市・町・一部事務組合の非常勤職員に係る軽易な事案（42件）の処理状況について、報告し了承された。
6 備考	次回開催予定 未定